

令和4年度第2回坂戸市総合教育会議議事録

会議の名称	令和4年度第2回坂戸市総合教育会議	
開催日時	令和4年12月20日（火） 開会：午後3時30分 閉会：午後4時21分	
開催場所	坂戸市役所 201会議室	
出席者	構成員	○坂戸市長 石川 清 ○教育委員会 教育長 太田 正久 教育長職務代理者 小川 一信 教育委員 蓼沼 康子 教育委員 松井 正樹 教育委員 毛利 陽子
	事務局等	○会議の事務局（教育委員会） 教育部長 宮崎 勝 教育部長 太田 國夫 次長兼社会教育課長 岡田 全弘 学校教育課長 小峰 大吾 スポーツ推進課長 仲島 昭靖 スポーツ推進課副課長 宮崎 格 教育総務課長 岡本 行弘 教育総務課課長補佐 藤野 陽介 教育総務課課長補佐 根本 隆史 ○市長部局 総合政策部長 楠本 圭司 次長兼企画調整幹兼政策企画課長 本多 崇
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 協議事項 (1) 坂戸市教育大綱（案）について (2) 部活動の地域移行について (3) その他 4 その他 5 閉会	
傍聴者	1名	
発言者	発言内容	
事務局	ただ今から、令和4年度第2回坂戸市総合教育会議を開会させていただきます。はじめに、石川市長より御挨拶をお願いいたします。	

<p>市長</p>	<p>本日は、令和4年度第2回総合教育会議を招集させていただきましたが、お忙しい中御参集いただき、ありがとうございます。</p> <p>今回は、令和4年度になりましてから第2回目の総合教育会議となります。本市教育行政の様々な課題について今後も、教育委員会と連携して、教育行政を推進していくため、有効的な会議にしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議では、坂戸市教育大綱及び部活動の地域移行について、御協議いただきたいと考えております。教育行政における重要課題でありますので、慎重審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、太田教育長より御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>坂戸市教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、石川市長におかれましては、公務御多用の折、総合教育会議を開催していただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議では、坂戸市教育大綱及び部活動の地域移行について、市長から直接ご意見を賜り、それらを踏まえ教育委員会としても十分協議し、進めてまいりたいと思います。様々な教育課題に柔軟に対応していくには、教育委員会と市長部局関係各課との連携が必要不可欠であると考えています。この総合教育会議を通して、市長と教育委員会との更なる意思疎通を図り、今後の教育行政の推進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議事に入りたいと存じます。議事進行につきましては、坂戸市総合教育会議設置要領第4条第1項の規定により、石川市長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、次第に沿って進めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。はじめに、次第3協議事項（1）坂戸市教育大綱（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>坂戸市教育大綱（案）につきまして御説明いたします。</p> <p>本教育大綱（案）につきましては、本市、市政の最上位計画であります第7次総合計画（案）を基本に作成したものでございます。第7次総合計画につきましては、令和5年度から令和14年度までの10</p>

	<p>年間の計画で、市民と行政によるまちづくりに対する共通の指針となるもので、行政が責任を持って行うことを定め、市民との協働により推進する計画となっております。お手元の資料の赤字部分が前回からの変更箇所となりますが、総合計画を基に策定しようとするものでございます。大綱の対象期間でございますが、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、総合計画の前期基本計画、坂戸市教育振興基本計画の期間と合わせております。「学び合い交流する人づくりのまち」につきましては、前の大綱から引き継いだタイトル目標でございます。Ⅰの「教育の基本理念」でございますが、子どもたちが健やかに成長し、すべての人がいつまでも活躍できるまちづくりを目指すもので、以下4点を掲げました。</p> <p>1 学校教育においては、子どもの「生きる力」を育む教育を推進するとともに、教育の機会均等、合理的配慮に留意し、より良い教育環境の整備に努めます。</p> <p>2 市民による学び合いの支援及び環境や健康づくりについての学習を推進します。また、坂戸市の文化財を保護し、次世代へ継承するとともに、市民による文化・芸術活動を振興します。</p> <p>3 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが自立してたくましく生きていくための教育を推進します。また、青少年の健全育成と自主的な活動を支援します。</p> <p>4 多くの市民が、スポーツ・レクリエーションを生涯にわたって継続的に実践できる環境を整備します。</p> <p>でございます。それぞれの基本理念の分野ごとの目標として、Ⅱに記載の基本目標を定めております。坂戸市教育大綱（案）の説明は以上でございます。</p>
市長	<p>(1)の坂戸市教育大綱（案）について、皆さんから御意見等ございますか。</p>
	<p>(なし)</p>
市長	<p>坂戸市教育大綱については、（案）のとおりとし、今後の事務を進めていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>続いて、協議事項（2）部活動の地域移行について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料の説明をさせていただきます。1の国の議論の流れですが、今年度6月と8月に運動部活動の地域移行に関する検討会議</p>

と文化部活動の地域移行に関する検討会議のそれぞれの提言が出されています。両提言では、令和5年度から3年間で、休日の部活動を段階的に地域移行していくことを基本とし、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指すとともに、進捗状況を検証し、更に改革することが提言されています。また、11月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」が示され、それまでは教職員の負担軽減の視点で示されていた部活動の地域移行が、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保して、地域の持続可能で多様な環境を整備することに変化してきております。それぞれの概略については、別紙で資料を付けさせていただいておりますので、後程ご覧ください。また、資料にはございませんが、16日には「中学校の部活動の地域移行懸念を受け対応見直し」のタイトルのもと、政府は来年度は地域の実情を詳しく把握するため調査や研究を行うこととしたこと、提言で示した計画の見直しを示唆した内容が報道されていたり、同日の文部科学大臣の記者会見では予定通り進めるとの意向が表明されたりと、真逆の方向が表明されたことから国の方針もまだ定まっていないことが伝わってくる状況でございます。

次に、2の本市における部活動の取組ですが、すでに部活動指導員などの外部指導員の活用を進めているとともに、活動時間や休養日の基準の設定を行っております。今回の地域移行についても、本日参加しております学校教育課とスポーツ推進課を中心に協議を進め、文化部に拡大していく際には他の関係課も協議に加わっていただく必要があると考えております。学校に対しては、すでに市内校長会にて部活動の地域移行について、提言案の内容や地域移行への課題を共有しておるところでございます。

次に、3の本市の目指す部活動の地域移行ですが、全体の方向性としては、国の動向に注視しつつ、地域移行が有益である部活動から移行を始め、その経験を活かし、残りの部活動のスムーズな地域移行を目指すことを考えております。国の方向性が定まらない中、目指すところやその予定を定めにくいところではございますが、おおよその想定として、令和5年度には部活動の地域移行の中心となる組織として協議会を設立し、関係団体で協議を行う場を設け、新チームが始動する時期を捉え、先行実施できる部活動から試験的に行うことを考えております。その後、追加実施できる部活動や課題の整理を行い、令和7年度にはウェル坂戸や各種競技団体、大学などで地域移行がどこまで可能かの整理をすることで休日部活動の地域移行に対して一定のまとめを行い、令和8年度以降の平日部活動の移行に向けた拡充期間を

迎えたいと考えております。しかし、つい先日の国の動向が大きく変わるとの報道等もあることから、国や県の動きに合わせてこの日程も再度見直すことが必要とも考えております。

4の試案として、次年度検討している試案をまとめさせていただきました。現在ある本市の部活動の中から、剣道部、ソフトボール部、バドミントン部を地域移行が可能な部活動として設定いたしました。剣道部は、剣道連盟所属のクラブサポータースタッフが各校の指導者として活動しており、その協力を得ることで活動ができる可能性が高い。ソフトボール部は、各校の在籍部員数が少なく、単独校でのチームが成立しない背景があり、合同チームの設立に合わせて地域部活動とすることが効果的ではないか。バドミントン部は、市内に住吉中しかなく、独自性が高いとともに連盟の指導員が指導にかかわっている実態があり地域移行ができる可能性が高く、市内でバドミントンを行いたいと考えている生徒を広く受け入れることができる。これらの理由からでございます。これらの部活での先行実施に合わせ、まずは協議会を立ち上げ、実施に向けた協議を行う予定です。また、9月の新チームの始動に合わせて地域移行を開始して、年度内残りの期間を指導する方向で考えております。以上の内容が実施できるよう記載の予算を令和5年度予算として要求しております。

次に、今後予想される課題を5にまとめさせていただきました。国の方向性が定まらない中ですので、進めていく中で、この他にも多くの課題が出てくることが予想されます。この中で特に課題となるのは指導者の確保であると考えます。指導者を確保する際に、教員の兼職兼業による指導が候補に挙げられますので、それに関する資料をまとめました。

6の本市勤務の中学校教員への意識調査の結果でございます。まずは、部活動顧問の仕事が負担になっているかですが、過半数が負担であると感じている実態がわかりました。また、休日部活動の地域移行について35%が良い取組だと思っており、良い取組だと思わない割合の倍以上でございました。兼職兼業をして休日も指導を行いたいと考えているかでは、指導したいと思っている割合は、27%であり、4人に一人程度でした。

右側のページには、7 教員の兼職兼業について、県の通知の内容をまとめてあります。学校職員の兼職・兼業については、教育公務員特例法第17条および地方公務員法第38条に定められており、教育委員会の承認又は許可を得なければならないものとなっております。認める際の留意事項としては、学校運営に支障がないこと、学校や教師への信用を失墜させないことは当然であり、加えて従来からあった兼

	<p>職兼業に比べ、継続的に指導を行うことから指導に携わる時間が重要となってまいります。教育委員会が主体となって地域移行を行う場合、時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当とされており、端的に言いますと、現在の教員の勤務状況を考えると、許可を出せるケースは少ないと思われまます。兼業を行い、教育委員会以外の運営団体として活動した場合でも、形式的に外部団体を名乗っているだけで実質学校の延長の団体であれば、その活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部であるとみなされます。学校と全く別の組織として活動を行う場合でも、労働基準法により学校における労働時間と地域団体における労働時間は通算され、法定労働時間を超える場合は、時間外労働となります。こちらのケースでも、現在の教員の勤務状況を考えると、許可を出せるケースは少ないと思われまます。結論として、毎日の学校での勤務時間を短縮しない限り、教員に兼職兼業で地域移行した部活動の指導を認めることは困難であると考えまます。今進めている学校の働き方改革を進めていくことで、兼職兼業の時間を生み出すことは今後必要であると考えまます。以上で資料の説明を終わります。</p>
市長	<p>皆様から意見をいただきたいと思ひまます。</p>
毛利委員	<p>中学校教員への意識調査は行っていますが、生徒への意向調査は行っていないのですか。</p>
事務局	<p>今回行った調査は、中学校教員への意識調査であり、生徒への調査などは行っておりまません。</p>
市長	<p>生徒に対しても部活動の地域移行に係る調査などは行ってほしいと思ひまます。</p>
市長	<p>部活動の地域移行に関しては、新聞等で生徒一人約1,300円お金がかかるとの記載がありました。それでは、お金がある人はできるけど、お金がない人は参加できないこととなります。それはおかしいことであります。</p> <p>また、月から金曜日までが今までの部活で教員が指導してひいて、土日は、別の指導者となると、サッカーでひいうと、フォーメーションや選手選考において、とても難しくなります。</p>

太田教育部長	子どもたちが今後、スポーツや文化芸術活動を将来にわたり親しむことができる機会を確保するため、地域に新しいスポーツ・文化芸術環境を創造することも目的の一つであり、土日の活動については、部活動とは別と考えます。
市長	国は、とても無責任であります。ヨーロッパではできているかもしれませんが、日本では難しいと思います。月から金曜日の指導者と土日の指導者がコミュニケーションを取らないと子どもたちが混乱してしまいます。
太田教育部長	指導者が違うと子どもたちが混乱してしまうため、いろいろなケースを想定して対応していきたいと考えています。
市長	子どものことを一番に考えていただきたい。教員の指導者と土日の指導者がよく話し合いをしてもらいたいです。土日の活動にお金がかかるのであれば、それは市で負担してもよいと考えています。お金がないから土日は活動に参加できない子どもがいるのは不公平であります。
小川教育長職務代理者	指導者が別でも指導の一貫性は必要であると思います。競技によっては、土日に指導者が変わっても指導の一貫性が保てるのではないかと思います。そういう部活動から移行していくのがよいのではないかと思います。
市長	<p>指導者については、選手を潰さないように指導をしてもらいたいです。親が一生懸命になってしまい、子どもが潰れてしまうこともあります。競技によっては、指導資格を持っている指導者が指導している競技もあります。子どもにとって、指導者は重要であります。</p> <p>また、2校3校の中学校との合同での部活動は、難しいと思いますので、できれば指導者を各中学校へ派遣して指導してもらいたと思います。</p>
市長	<p>私立の学校は、部活や授業において良い先生をたくさん呼ぶことができます。お金のある家庭は、私立の学校を選んでいきます。これからは、ますます格差が開いていきます。</p> <p>坂戸市では、公立の中学校の部活動において、お金がかかる場合は、市が全てお金は支払い、子どもからはお金を取らないようにしたいと思います。インフルエンザのワクチン接種についても、生後6か</p>

	<p>月から中学3年生までと65歳以上の方を無料としているのは、日本の中でも坂戸市だけだと思います。</p>
市長	<p>ソフトボール部などの指導者は、人材が少なくなっています。坂戸市の人材バンクの制度などが作れば良いと考えます。</p>
市長	<p>運営協議会のコーディネーターは、どのような役割をするのですか。</p>
学校教育課長	<p>運営協議会の中心となって動いていただく方であります。学校と運動団体を調整していただくことが主な役割であり、部活動の指導者を経験している方を一人、スポーツ団体と学校のことを良く知っている方一人、計2名のコーディネーターを予定しております。なお、謝金等については、国の補助金を活用する予定であります。</p>
松井委員	<p>私も文部科学省の資料等を見て、中途半端になるのではないかと考えています。ヨーロッパ型のクラブ組織については、理想だと思えますが、日本では、いろいろな問題が出てくると思います。特に教員の勤務時間については、どのように対応していくのですか。</p>
学校教育課長	<p>教員の部活動の土日勤務については、してはいけないわけではありませんので、令和5年度から令和7年度までの3年間は、土日に部活動の指導をすることは可能です。</p>
市長	<p>部活動の地域移行につきましては、国もはっきりしていないため、今後の総合教育会議において、何回か議論をする必要があると思います。子どもにとって何が一番良いのかを考えていきたいと思います。</p> <p>お金に関しては、子どもに負担させない。部活の人数に関係なく、指導者への謝金等を支払う。また、学校単位で活動をしていくことを原則とする。以上の3点については、良く考えていきたいと思えます。</p>
教育長	<p>例えば人数が少ない剣道部の活動は、平日は自分の学校で活動して、土日は違う学校へ行って剣道関連団体の指導者から指導していただく方法も考えられます。そのような詳細内容について、今後の会議で相談をしていければと思います。</p>

松井委員	<p>剣道部については、剣道関係団体などの現場の方へ相談はされていますか。</p>
スポーツ推進課長	<p>剣道については、市内の各公民館に剣道関係団体があります。どこの剣道部でも基本教えることは一緒であります。よって、指導方法は変わらないため、土日は学校単位でなくても複数校で一緒に活動ができます。</p>
市長	<p>ほかにないようでしたら、以上で終了したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
市長	<p>御協議いただきましてありがとうございました。</p> <p>部活動の地域移行については、引き続き検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本日の協議内容を踏まえ、教育施策を進めていただきますようよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>続きまして、次第4、その他についてですが、協議事項以外で御意見等を含め何かございましたら、お願ひいたします。</p>
市長	<p>市内小中学校におけるインフルエンザの感染状況は、どうですか。</p>
宮崎教育部長	<p>インフルエンザの感染状況については、10月に2人、12月に入り4人の感染報告がございます。</p>
事務局	<p>他にないようでしたら、以上をもちまして、令和4年度第2回坂戸市総合教育会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>